

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【入札説明書】

	質問事項	頁	質問内容					回答
			章	節	項	目	細目	
1	選定スケジュール	6	4	2			募集要項に対する質疑回答が第一部と第二部に分かれています。第一部の質疑回答に疑義が生じた場合、第二部の質疑回答時に第一部に関する質問をしてよろしいでしょうか。	追加質問を可とします。
2	募集要項(第二部)に対する質疑・回答	9	5	4			「募集要項(第二部)は、資格審査通過者に対しメールにて配布する。(令和8年8月25日)」とありますが、資格審査申請書類を受付締切(令和8年8月17日)より早期に提出させていただく予定ですので、内容に問題ないようであれば、募集要項(第二部)を早期に配布いただくことは可能でしょうか。 また、様式集の先行配布とともに、様式集に係わる質疑についても、合わせて設定願います。	前者については、入札説明書において、予定としているため、審査が完了次第、随時配布します。 後者については、募集要項(第二部)に関する質問の提出期限(9/8)と同じです。
3	応募者の参加資格要件	13	7	1	2	(4)	当該箇所に監理技術者及び建設工事請負事業者の実績に関する記載がありませんので、土木・建築物等の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件として、監理技術者及び建設工事請負事業者の実績は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	参加資格確認申請書	15	8	2			「監理技術者として業務を行った施設が自社施設の場合、当該施設の設置許可等実績を証明する書類(必要に応じて様式第9号に添付)」とありますが、該当実績がない場合は当該項目の提出を省略してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	参加資格確認申請書	15	8	2			「様式第9号に記載する業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類(様式第9号に添付)」とありますが、納入実績を証明する書類につきましては工事实績情報サービス(CORINS)を証明書類としてもよろしいでしょうか。	コリンズとともに、施設パンフレットを添付してください。
6	参加資格確認申請書	15	8	2			「建設工事請負事業者の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び納入実績を有していることを証明する書類(様式第10号に添付)」とありますが、納入実績を証明する書類につきましては工事实績情報サービス(CORINS)を証明書類としてもよろしいでしょうか。	コリンズとともに、施設パンフレットを添付してください。
7	参加資格確認申請書	15	8	2			「本施設の運転及び維持管理を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び運転実績を有していることを証明する書類(様式第11号に添付)」とありますが、運転実績を証明する書類につきましては、契約書等を証明書類としてもよろしいでしょうか。	契約書等とともに、施設パンフレットを添付してください。
8	提案書類の構成	18	10	1			提案書類の構成が示されており、その一部に技術提案書(様式第17号)が含まれています。一方、入札説明書にある用語の定義16には「技術提案書等は、技術提案書、非価格要素提案書及び事業計画書をいう」とあり、提案書類の構成と齟齬がみられます。 用語の定義、提出書類の構成、提出時期についてご教示ください。	技術提案書等の定義を「施設設計図書、技術提案書及び事業計画書をいう」に訂正します。 様式第15号～第22号の提出期限は、令和8年10月30日です。
9	提案書類	18	10	1			提案書類の構成が示されていますが、技術提案書(非価格要素提案書)の読みやすさを考慮し、(3)技術提案書(それに関連する添付書類を含む)とそれ以外の書類で、ファイルを分けた構成としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【入札説明書】

	質問事項	頁	質問内容					回答	
			章	節	項	目	細目		
10	提案余剰電力量未達時の減額措置	27	添付資料2	3				「提案余剰電力量未達時は、「実績送電量」-「計画送電量」で算出される金額を運営費から減額する」とありますが、事業者の責によらず実績送電量が低下した場合は、当該減少分は減額の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	提案余剰電力量未達時の減額措置	27	添付資料2	3				提案余剰電力量未達時の減額措置についても、インセンティブの場合と同様に、ごみ質・ごみ量による変動を考慮した精算方法を含め、詳細を運営開始までに協議により決定すると理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	対価の算定方法 運営業務	28	添付資料2	2	2			運営業務に対する対価のうち、既存施設であるプラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、低区受水槽、直搬埋立ごみ持込エリア、作業員休憩所の用役等の費用は実費精算するとありますが、運営費を算出するために、各既存施設における実績使用量、金額をご教示ください。	質問内容の施設等及び既設管理棟の合計で、162,000千円/20年(税抜き)にて検討してください。
13	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			「運営業務に係る対価」や「添付資料27運営業務の業務分担表」において各所に「事業者所掌とするが実費精算」とありますが、実費精算費用の各社条件統一のため、当該費用の総額をご提示いただけないでしょうか。	No.13にヤード棟・洗車棟・車庫棟を加えた合計で、175,000千円/20年(税抜き)にて検討してください。
14	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			発電側課金については発電事業者である貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。またその場合、本事業における対価の構成に記載がないため実費精算の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者所掌(実費精算)とします。
15	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			運営業務に対する対価として、各費目が固定費もしくは変動費に分類されていますが、どちらに該当するかの判断を含めて事業者提案を認めていただけないでしょうか。一例として、20年間でごみ処理量が減少する想定の本事業では、脱臭用活性炭は年間ごみ処理量により増減するため、変動費として扱う方が適当であると考えます。	提案を可とします。
16	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			運営業務の対価について、対価の区分や費用項目毎に記載いただいておりますが、詳細な区分は「添付資料27運営業務の業務分担表」の通りとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			No.15質問に関連して、固定費Bに「ヤード棟の電力料金、上水道料金、下水道料金は実費精算とする」とありますが、ヤード棟の燃料費及び油脂類、その他副資材も実費精算との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			変動費Bにおける実費精算については、精算するとの考え方からすると変動費ではなく、固定費Bに含むものと整理してもよろしいでしょうか。また、この場合、実費精算以外の変動費Bについては工場棟内の費用のみとなることから変動費Aとして整理してもよろしいでしょうか。	前者については、実費精算は誤記のため、お見込みのとおり、固定費Bで整理してください。後者については、提案を可とします。
19	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			変動費A(可燃ごみ処理施設)の精算に用いる処理量は、可燃ごみ搬入量に脱水土汚泥とし渣の重量も加算した処理量という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【入札説明書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
20	対価の算定方法 運営業務	29	添付資料3	2	2			固定費Dについて、固定費Cと同様に「電力料金、上水道料金、下水道料金、通信費は実費精算とする」とありますが、貴市の運営業務範囲となるため燃料費についても実費精算との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	物価変動等による対価の 改定 設計・施工業務	29	添付資料3	2	1			「設計・施工業務の対価の改定方法は、建設工事請負契約書による」とありますが、物価スライドの起算日は入札日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	物価変動等による対価の 改定 運営業務	29	添付資料3	3	2	(1)		「…費用項目毎での改定は行わない。」とありますが、総務省からは令和7年6月26日付の通知「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について(通知)」等にて地方公共団体の発注における適切な価格転嫁として、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施を推進する方針が示されております。 本事業においても、運営費への適切な価格転嫁が行われることにより、本事業の安定のみならず、地元企業をはじめとする本事業に携わる事業者の経営の安定にも寄与するものと考えます。つきましては、物価変動をより適切に運営費に反映させることを目的に、費用項目毎の改定について、落札者決定後にご協議いただきますようよろしくお願いいたします。	協議には応じますが、入札説明書の記載内容を原則とします。
23	物価変動等による対価の 改定 運営業務	31	添付資料3	3	2	(2)		電力従量料金及び上水従量料金の指標について、「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/電力/該当する種類」(日本銀行調査統計局)とありますが、「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道/該当する種類」(日本銀行調査統計局)」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【落札者決定基準】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
1	評価の視点	4	5	3				余剰電力量の定義は、入札説明書添付資料2に記載の定義に基づくものと理解してよろしいでしょうか。 また、初年度における年間余剰電力量について提案するものと理解してよろしいでしょうか。	前者・後者とも、お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
1	全般							実施方針において公表された要求水準書(案)をはじめ、質問・意見への回答などの資料は全て無効との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	本施設の設計・施工業務	2	1	1	6	1	1)	既設工場棟・付属棟・外灯・散水栓のユーティリティ取合位置や外構埋設配管の位置について、現在ご提供頂いている竣工図等の資料から想定して計画しますが、竣工図で不足している内容や、竣工図と現地配管配線位置が相違している場合は、別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	本施設の運営業務 ＜本業務の範囲＞図	4	1	1	6	2	1)	焼却残渣の積込：赤点線(事業者範囲)について、アームロール車でのコンテナ脱着は貴市所掌(搬出事業者所掌)と考えてよろしいでしょうか。なお、灰バンカから灰コンテナへの積込、または灰バンカから10t天蓋付きコンテナ車への積込は事業者所掌とします。	お見込みのとおりです。
4	本施設の運営業務 ＜本業務の範囲＞図	4	1	1	6	2	1)	あらごみ中の「金属類・自転車」「電気製品」「上記以外(木くず、缶類など)」の積込：赤点線(事業者範囲)について、アームロール車でのコンテナ脱着は貴市所掌(搬出事業者所掌)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	本施設の運営業務 ＜本業務の範囲＞図	4	1	1	6	2	1)	運営事業者の業務範囲に、「低区受水槽の運転補助業務」とありますが、278頁「8.14 高区受水槽・低区受水槽の日常点検等」とありますので、「高区受水槽・低区受水槽の運転補助業務」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	全体配置	8	1	1	9	4	6)	「6)バイパスレーン」は、場内で荷下ろしした車両が再入場でき、かつ、再入場する車両であることを計量棟で確認できるよう計画する」とありますが、再入場専用レーンを設置することで、計量棟での確認は不要としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
7	気象条件	8	1	1	10	1	2	本施設は施設規模が小さいため、1日の収支では余剰電力が発生する場合でも時間帯によっては買電が発生する可能性があります。(例えば、昼間は外気温が高いために発電量が少なく、また稼働機器が多いために消費電力が多く、買電が発生する可能性があります) そのため、昼夜を分けた電力収支を提示してもよろしいでしょうか。また、その場合の外気温については、過去5年間の気象庁データ(気象庁HPより貴市の2021～2025年のデータを用いて算出)をもとに、以下のとおり設定してもよろしいでしょうか。 夏季(6～8月)：昼28℃、夜24℃ 中間季(3～6月、10～11月)：昼18℃、夜15℃ 冬季(12～2月)：昼7℃、夜4℃	提案を可とします。
8	緑化率	9	1	1	10	5		緑化面積は既存緑地も含み、工場立地法における緑地施設面積率も25%以上を確保すればよいと理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	電気	9	1	1	10	7	1	「2)既設管理棟及び高区受水槽(ポンプ)へ低圧で配電する」とありますが、供給する電圧、相数、容量をご教示願います。また、既設電気工事図面がありましたら、ご提示願います。	竣工図書の写し(PDFデータ)を配布します。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
10	電気	9	1	1	10	7	1	「2)既設管理棟及び高区受水槽(ポンプ)へ低圧で配電する」とありますが、次期施設の電力収支を検討するため、既設管理棟の電力使用量の実績をご教示ください。	既設管理棟の電力使用量のデータはないため、応募者にて想定し、その想定値が分かるよう提案してください。
11	雨水排水	10	1	1	10	7	7	敷地造成工事中の雨水排水は仮設沈砂池を設けて既設調整池に放流すると考えてよろしいでしょうか。また仮設沈砂池は変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。	仮設沈砂池の設置は盛土工事の一環で施工されるものとし、盛土工事の巻出しを行う際、地下排水管(幹線)の延伸時にその最上流の位置に沈砂池構造図に記載の沈砂池と同規模の容量の沈砂池を設けることを想定しています。
12	メタン発酵脱水汚泥の含水率	11	1	2	1	1	4	脱水機を直列に2台設置する場合は、最も脱水残渣の発生量が多いNo.1脱水機における含水率を提案するものと考えてよろしいでしょうか。	量の大小ではなく、焼却処理を含めた施設の運転管理に必要な箇所における含水率を提案してください。
13	搬出車両 1)焼却灰、飛灰処理物	13	1	2	1	2	5	10t天蓋付きコンテナ車の車両諸元についてご教示ください。また、灰パンカの高さの検討のため、天蓋を開ける時の最大高さについてもご教示願います。	応募者の知見に基づき条件設定し、検討してください。
14	主要設備方式 運転方式	16	1	2	1	3	6	「2)年間350日以上での運転できるよう計画する。」とありますが、保証項目ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、施設の性能としては年間350日以上での運転を行えるよう計画してください。
15	計画処理量 7)小型家電	18	1	2	2	2	7)	計画処理量が「少量(既設管理課の玄関で仮置きできる程度)」とありますが、下記についてご教示願います。 ①適切な人員体制を検討するため、具体的な搬入・処理量もしくは目安や直近の実績をご教示願います。 ②既設管理課玄関で仮置きされている容器サイズをご教示願います。	①・②とも、添付の写真を参考にしてください。
16	計画ごみ質 ごみの種類	18	1	2	2	5	2	あらごみの搬入条件に「袋入り」とありますが、袋入りは一部であり、大型の可燃物(家具や剪定枝等)はバラ搬入と理解してよろしいでしょうか。 その場合、適切な人員体制を検討するため、あらごみにおける袋入りの比率をご教示願います。	前者については、お見込みのとおりです。 後者については、データはありません。
17	あらごみ	19	1	2	2	6	1	あらごみの選別に関して、金属類と自転車は分別せずに同じ区分で搬出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	あらごみ	19	1	2	2	6	1	金属類、自転車、電気製品の保管に使用するコンテナは貴市が委託する業者が準備するとありますが、委託業者は、空のコンテナを積んで本施設に来場し、空コンテナを下した後、各資源物を積んだコンテナを積み替えて搬出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	質問内容					回答	
			章	節	項	目	細目		
19	ペットボトル	19	1	2	2	6	2	ペットボトルは「PPまたはPETバンド巻き＋フィルム巻き」のご指示ですが、フィルム巻きは機器の設置スペース等を考慮し、既設と同様に手巻きでの計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
20	古紙	20	1	2	2	6	5	「3)ダンボールは、搬出時にパッカー車に積み替えることを考慮する(4tパッカー車2台分のスペースを確保)」とありますが、コンテナ設置スペースも含めて4tパッカー車2台分のスペースを確保するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	その他	20	1	2	2	6	7	焼却処理する羽毛布団・タオルケットの発生量、焼却施設への移送頻度、移送方法についてご教示ください。 また、焼却処理の対象となるのは、4頁の図より直搬埋立ごみ中の羽毛布団・タオルケットのみと理解してよろしいでしょうか。	前者については、量・頻度のデータはありませんが、ホイールローダ等の重機を用いて移送しています。 後者については、お見込みのとおりです。
22	搬出車両	20	1	2	2	7	2	搬出車両についてお示しいただいておりますが、10t脱着式コンテナ車、4t脱着式コンテナ車(深底)、4t脱着式コンテナ車について、下記ご教示願います。 ①上記各車両の車両諸元(全長、全幅、全高、ホイールベース、最小回転半径など) ②上記各車両のコンテナ寸法	データはありません。
23	騒音基準値	22	1	3	1	3		騒音について、敷地南側、北側は高速道路の音や隣接する工場音等の暗騒音の影響で規制値45dB(A)を超過することが懸念されます。騒音基準法に則り暗騒音の影響を補正したうえで、施設単独の騒音レベルで騒音基準値を満足することによろしいでしょうか。	具体的な方法については市と協議し、承諾を得ることを前提に、騒音規制法に基づいた補正等は可とします。
24	ユーティリティ	28	1	5	3	3		仮設現場事務所を隣接敷地の最終処分場に設置した際、排水の最終放流先をご教示ください。	最終処分場内及び場内側溝への排水は不可であることを前提に、排水の処理方法を含めて仮設現場事務所の設置について検討してください。
25	工事監理者等の配置	29	1	5	5	1		本事業では、特定事業契約の締結から土木建築工事の開始までの期間が長期間であり、その期間は現場工事は不稼働であることから、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、「建築物等の建設業務を行う構成企業」の監理技術者及び「プラントの建設業務を行う構成企業」の監理技術者の専任は、それぞれの工事開始からとさせていただきます。よろしいでしょうか。	提案を可とします。なお、専任の開始時期は、契約後に協議を行い、決定することとします。
26	性能試験方法 メタン発酵施設 3. バイオガス量、メタンガス組成	38	1	8	2	6		①メタンガス濃度50%換算のバイオガス量が弊社提案値を満足することを保証するものと考えてよろしいでしょうか。 ②バイオガス量不足がごみ性状に起因する場合には、事業者がごみ質との相関関係を提示することにより、性能確認を補完させていただくものとの理解でよろしいでしょうか。	前者・後者とも、お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
27	性能試験方法 メタン発酵施設 5. その他	38	1	8	2	6		5.その他として、「ガスエンジン発電機の発電効率など市が指示するもの」とのご指示について、発電効率の保証については、バイオガス流量計、メタンガス濃度計などの所内計器を用いてバイオガス投入熱量及び発電出力を計測し、性能試験期間の運転負荷に応じた発電効率を確認することによろしいでしょうか。	提案内容を基本に、契約後に協議を行い、決定することとします。
28	契約不適合確認要領書 契約不適合確認検査	41	1	9	2 3			本項でご指示いただいた「契約不適合確認」は、運営維持管理業務の報告等において疑義が生じた場合に適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	運営維持管理業務の報告等を含め、要求水準書のとおり、施設の性能、機能、耐用等について、契約内容への適合性に関する疑義が生じた場合に適用します。
29	契約不適合確認の基準	41	1	9	4	4)		「4) 技術提案書で提案された用役使用量に対して、実際の使用量が増大した場合」とありますが、搬入ごみにおける可燃物中の元素組成が未提示であるため、薬品使用量などの想定が困難です。 搬入ごみにおける可燃物中の元素組成は事業者提案とし、実際の元素組成と差がある場合は、都度協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	工事用車両	52	1	14	7	9	1)	「工事車両の搬出入経路及び台数(日あたり)は、市と協議の上、決定する。」とありますが、日あたりの最大台数の目安がございましたら、ご教示願います。	現時点では、工事車両台数の上限に制約はありませんが、今後、制約が生じた場合は協議を行うこととします。
31	機器構成	56	2	5	5)			「5)可燃性ガスの発生する恐れがある箇所には防爆対策を十分に行うとともに、爆発に対しては、爆風を逃がせるよう考慮し、…」とありますが、メタン発酵施設の前処理設備における爆発対策については、希釈空気により装置内を爆発下限界以下として爆発を未然に防止するものとし、またリチウムイオン電池の混入に対する火災対策としては装置内での火災検知と消火散水を採用するものとするので、爆風を逃がす構造は不要としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
32	送風機	59	2	8	4			「1)吸気スクリーンを設ける」「2)・・・軸受け部に温度計を設け」とありますが、これらは送風機の用途や容量により必要に応じて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
33	計量機(メタン発酵施設及びリサイクル施設と兼用)	61	3	1	1	4)		キャッシュレス決済の決済手数料については貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	計量機(メタン発酵施設及びリサイクル施設と兼用)	61	3	1	1	5)	(1)	「非接触式ICカード方式とし」とのご指示を頂いていますが、非登録車両の管理に際しては、QRコードの併用を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
35	計量機(メタン発酵施設及びリサイクル施設と兼用)	61	3	1	1	5)	(3)	「搬入・搬出車等に対して計量操作を行い、料金徴収・領収書等の発行が行えるよう計画する。」とありますが、現状と同様に代表ごみのみで計量を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
36	計量機(メタン発酵施設及びリサイクル施設と兼用)	62	3	1	1	5)	(18)	「分別区分の変更、料金体系の見直し、消費税率の変更及び元号の変更等に対応できるようにする。」とありますが、ハード上の改造が生じない範囲にて変更する可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。 また、出口計量機において手数料を精算する車両台数が現状から大きく増加するような場合は施設運営にも影響するため、別途協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前者・後者とも、お見込みのとおりです。
37	助燃バーナ 再燃バーナ(必要に応じて設置)	78	3	2	6	3 4		特記事項に「焼却炉運転中も安全にバーナの脱着を行える構造とする」とありますが、安全性に配慮し、常設タイプのバーナを提案してもよろしいでしょうか。 また、操作方式として、①着火(電気)に自動とありますが、起動時には運転員が安全確認の判断をおこなう必要があることから、他施設で実績の多い遠隔・現場手動のみとしてよろしいでしょうか。	前者・後者とも、提案を可とします。
38	活性炭定量供給装置	107	3	5	3	3	5)	「切り出し状況を目視確認できる構造とする。」とありますが、定量供給装置本体の切り出し部は密閉構造であり目視確認が困難です。透明輸送ホースを用いた薬剤輸送配管を採用し、薬剤の切り出し搬送状況を目視確認するものとして計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
39	蒸気タービン	111	3	6	1	1	5)	「(5)中央制御室に電力監視、同期投入、電圧調整(力率調整)、負荷調整(主圧制御、調速制御)、その他の自動調整、手動操作機能を確保する」とありますが、同期投入、電圧調整(力率調整)、負荷調整(主圧制御、調速制御)のような、蒸気タービン及び発電機自体に関する制御機能は発電機室に設置する制御盤にて構築し、中央制御室では監視及び操作機能を構築するものと理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
40	空気予熱器	114	3	7	4	5)	(1)	「指定ごみ質の範囲で、低質ごみの燃焼に必要な温度まで燃焼用空気を予熱する能力を有するものとする。」とありますが、「指定ごみ質の範囲で、各ごみ質の燃焼に必要な温度まで予熱する能力を有するもの」と読み替えてよろしいでしょうか。 高質ごみ時等の空気量が多い条件に対して、低質ごみの燃焼に必要な温度まで予熱する場合、過剰な設備を設けることになります。	提案を可とします。
41	飛灰定量供給装置	122	3	8	5	2	5)	「(4)切り出し状況を目視または計器等で確認できる構造とする。」とありますが、後段の機器に設ける計器で切り出し状況を確認するものとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	質問内容					回答	
			章	節	項	目	細目		
42	灰バンカ(必要に応じて設置)	127	3	8	6	3	5)	「(2) 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は灰を場外搬出しないことを考慮し、有効容量を計画する。搬出用の脱着式コンテナを併用して必要容量を確保することも可とする。」とあります。 ①本着脱コンテナは、P266「4.7 搬出物の保管及び積み込み」において貴市が準備される「処理残渣(焼却灰、飛灰処理物)の保管に必要なコンテナ」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②その容量、形状、接続方式その他の仕様は、事業者の設備計画との整合を図った上で、実施設計時に協議して決定するとの理解でよろしいでしょうか。	前者・後者とも、お見込みのとおりです。
43	給水設備	130	3	9	1	1)		「給水設備は、メタン発酵施設、リサイクル施設(ヤード棟を含む)、洗車棟、車庫棟、既設管理棟、プラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、直搬埋立ごみ持ち込みエリア、作業員休憩所との兼用とする」とありますが、高区受水槽から既設流用のプラスチック類ストックヤード、浸出水処理施設、直搬埋立ごみ持込エリアまでの給水配管は既設流用とし、工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	給水設備	130	3	9	1	2)		上水は高区受水槽から引き込むものとし、口径は事業者提案となっていますが、基本料金の基準となるのは低区受水槽側の引込管口径と考えてよろしいでしょうか。その場合、用役費算出のため、引込管の口径についてご教示願います。	お見込みのとおりです。低区受水槽側の引込管口径は、100mmです。
45	給水設備	130	3	9	1	7)		災害時の用水確保についてご指示がありますが、災害時において下水は使用できる前提として計画してもよろしいでしょうか。また、災害時には焼却施設を主体に災害ごみを処理することから、メタン発酵施設の運転負荷は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	前者・後者とも、お見込みのとおりです。
46	給水設備	130	3	9	1	12)		上水使用量は、施設毎に把握できるようにする、とありますが、事業者運営範囲と貴市運営範囲の使用量を区別することを前提に、流量計の設置箇所は集約してもよろしいでしょうか。	水道料金の実費精算を行う際に必要なデータを確保できることを前提に、提案を可とします。
47	給水設備	130	3	9	1	12)		既設流用となる浸出水処理施設等の給水配管は工事範囲外になると考えますが、既設配管に流量計がない場合は、浸出水処理施設等の上水使用量を把握するのが困難です。この場合、高区受水槽の上水使用量から新設範囲の水使用量を差し引きする形で浸出水処理施設棟の水使用量を算出してもよろしいでしょうか。	水道料金の実費精算を行う際に必要なデータを確保できることを前提に、提案を可とします。
48	生活用水	130	3	9	2	1	3)	「直搬埋立ごみ持ち込みエリア、プラスチック類ストックヤード、作業員休憩所・1m ³ /日未満」とありますが、3カ所合計で1m ³ /日未満ということでしょうか。	お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
49	プラント用水	131	3	9	2	2		浸出水処理施設の使用量ですが、20m ³ /日程度は誤記で、20m ³ /月程度が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	プラント系排水	137	3	10	3	5)		再利用水量の流量は施設の運転管理上、計測不要であるため、流量計は非設置としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
51	水槽類	137	3	10	3	1	2)	「(5)保守点検・清掃用のマンホール(2カ所以上)を設ける」とありますが、硝化槽や膜処理水槽においては、散気管や浸漬膜用に開口(蓋付)を大きく設け、その開口を利用し、保守点検・清掃(進入や換気等)を行います。したがって、メンテナンス性を考慮して、開口蓋とマンホールを兼用させていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
52	薬液注入ポンプ類	140	3	10	3	5	2)	「(3)薬注量を把握できるよう流量計を設ける。」とありますが、容積式ポンプによる演算から薬注量を把握可能であるため、流量計の設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
53	電気設備 基本事項	142	3	11	1	7)		電力使用量は、施設毎に把握できるようにする、とありますが、「メタン発酵施設とそれ以外の売電量」、「事業者運営範囲と貴市運営範囲の電力使用量」を区別することを前提に、電力量計の設置箇所は集約してもよろしいでしょうか。	売電を行う際に必要なデータや電力料金の実費精算を行う際に必要なデータを確保できることを前提に、提案を可とします。
54	高圧配電盤	144	3	11	3	3		高圧配電盤にコンデンサ盤のご指示がありますが、進相コンデンサ盤と高圧配電盤を列盤構成(高圧母線で接続)とする場合、高圧配電盤にコンデンサ盤(真空遮断機搭載の主幹盤)は設置しない計画としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
55	現場操作盤	147	3	11	6	4	3)	現場操作盤への電流計及び故障表示灯の設置は、タブレット等で現場で確認できる場合は省資源の観点から非設置とする提案は可能でしょうか。	他施設時で実績があり、かつ、施設の運用に支障がないことを前提に、提案を可とします。
56	基本的事項	156	3	12	3	2	1	「各測定機器は、自動校正機能を有するものとする。」と記載されていますが、校正機能が必要な場合と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	カメラ設置場所	157	3	12	3	4	2	灰ビット・飛灰処理物ビット(またはバンカ)において設置台数を2台とご指示いただいておりますが、バンカ方式を採用する場合は、貯留状況を重量計等の計器にて管理するため、非設置としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
58	モニタ設置場所	158	3	12	3	4	3	管理事務室のモニタは運転管理上不要であるため、非設置としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
59	雑用空気圧縮機	170	3	13	1	5)	(4)	「圧縮空気の除湿は最低気温を考慮した露点温度を設定する」とのご指示をいただいておりますが、圧縮空気配管が設置される箇所の最低周囲温度及び使用用途を考慮し、適切な露点温度を事業者が設定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	場内案内説明装置	174	3	13	9	5	4)	「発電設備(蒸気タービン発電機、バイオガス発電機、太陽光発電設備等)付近には、発電量や売電量等をリアルタイムで表示できる設備を設ける」とありますが、P.6に見学先については、映像装置を用いた見学も可とあります。発電設備について、映像装置を用いた見学とする場合、その映像装置付近に発電量や売電量等を表示できる設備を設けるものと理解してよろしいでしょうか。また、映像装置と場内案内説明装置を兼用としてもよろしいでしょうか。	前者・後者とも、提案を可とします。
61	電気自動車等の充電設備	177	3	13	14	4)		「(5)商用電源が途絶した際も使用できるものとする」とありますが自立運転時に使用できるものと理解し、非常用発電機の負荷には含めないものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	浸出水処理施設監視装置	177	3	13	16			既設清掃センターおよび既設管理棟に設置している監視装置の設備構成、信号取合等が分かる図面がありましたら、ご提示願います。	参考となる図面(PDFデータ)を配布します。
63	可燃ごみ供給装置(必要に応じて設置)	179	4	1	7	5)	(4)	「(4)装置内または本装置前後の機器等からの臭気を捕集し、脱臭する」とありますが、後段の可燃ごみ破碎装置等と同様に、ごみピット内の負圧管理に影響しないように配慮した上で、ごみピットに排気した後に脱臭処理する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
64	活性炭吸着塔	203	4	6	1	1		焼却施設の運転停止時において脱臭装置が稼働し、かつ、メタン発酵施設の脱臭装置として使用した場合において、十分な能力を確保する場合は、活性炭吸着塔は焼却施設の脱臭装置を兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
65	工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具類	210	4	11	5			焼却施設、メタン発酵施設、リサイクル施設のうちあらごみ受入ヤードは一体の施設として、必要な工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具類をまとめて納入するものとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
66	一時保管ヤード	214	5	1	5	6)	(3)	「粉じん対策のため、木くず等はシャッター等を閉じた状態でコンテナに積むことを考慮する」とありますが、コンテナへの積み込みをプラットフォームで実施した後、一時保管ヤード(屋根のみ)にて保管することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。なお、一時保管ヤードへの保管の際に木くず等が飛散しないよう対策を講じてください(シート養生等)。その場合、シート等は運営事業者が準備しシート掛けを行うとともに、搬出前に、運営事業者がシートを取り外すこととします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	質問内容					回答	
			章	節	項	目	細目		
67	仮囲い	224	6	1	1	4	1	仮囲いは、建設用地の必要箇所に施工するとありますが、原則、本工事範囲の東側に設置し、第3者の進入が困難な山林部については設置不要と考えますがよろしいでしょうか。	提案内容を基本に、契約後に協議を行い、決定することとします。
68	運転員関係諸室	228	6	2	1	2	4	表中にある運転員事務室は、事業者の事務室であり、要求水準書各所に記載のある管理事務室と同じ室を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	運転員関係諸室	229	6	2	1	2	4	仮眠室については、運営上設置の必要性がないため、非設置としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
70	ヤード棟	234	6	2	1	4	2	特記事項(15)に貴市が運営を行うヤード棟の「作業員(5人程度)の更衣室・控室を設ける。」とありますが、備品類の初期納入は事業者所掌、維持管理・更新は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	山留・掘削	242	6	3	1	2	4)	「覆土に適していないものや土取り場への搬入量の上限を超えた場合は、事業者の責任と負担で適切に処分する。」と記載がありますが、上限の目安をご教示願います。	具体的な数量については、必要に応じて、契約後に協議を行うこととします。
72	駐車場	243	6	3	3	3	2)	運転員用の駐車場については、無償貸与頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	フェンス	245	6	3	3	6	4	敷地全周にフェンス設置との記載ですが、周囲が山林部で傾斜が大きく第3者の進入が困難な範囲を除いた範囲で全周設置と考えてよろしいでしょうか。	提案内容を基本に、契約後に協議を行い、決定することとします。
74	防犯警備設備工事	251	6	5	3	8		電気配管工事(空配管工事)を行うことの記載がありますが、新設する計量棟、工場棟のエントランス及び通用口への出入口が対象であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	既存解体工事の施工範囲について	253	6	6	1	3	6)	「地中に埋設したケーブル、配管類等は全て撤去する」とありますが、添付資料および実施方針時の現地閲覧図書では仕様数量が不明な為、資料を提示願います。	仕様や数量等が把握できる資料がないため、対象範囲の面積等を参考にした想定にて、検討してください。
76	工事条件	253	6	6	1	3	8)	「上記のほか、本工事に支障が生じるものはすべて解体撤去する」とありますが、洗車棟の横の地中にある洗車水槽及び排水水槽のサイズが添付資料25および実施方針時の現地閲覧図書では不明のため資料を提示願います。	関連資料(PDFデータ)を配布します。
77	工事条件 既設管理棟の改修工事	253 254	6	6				既存施設の解体撤去、既設管理棟の改修に関して、対象建築物のアスベスト含有の有無をご教示ください。アスベスト含有が不明な場合、必要となる調査や対策工事は本事業の対象範囲外とし、施工時に調査・対策・処分が必要となった場合は、別途協議の対象としていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	アスベスト含有の詳細は不明のため、施工時に調査・対策・処分が必要となった場合は、協議を行うものとします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	質問内容					回答	
			章	節	項	目	細目		
78	既設管理棟の改修工事	254	6	6	2			既設管理棟の改修工事範囲について、下記ご教示願います。 ①p.254記載内容と添付資料26の工事範囲が異なりますが、前者を正と考えてよろしいでしょうか。(例えば、添付資料26では2F湯沸室は工事範囲外となっています) ②改修工事内容に記載がありませんが、既設工場からの冷温水配管がなくなることから風呂室等への給湯設備設置も改修範囲と考えてよろしいでしょうか。その場合、電気式給湯器は屋外設置を含め事業者提案としてよろしいでしょうか。 ③添付資料26に風除室の床(タイル)の更新工事がありますが、外部ポーチ部の床のタイルの取扱いについてご教示願います。 ④階段から続く2階廊下は工事範囲外になっていますが、階段の天井更新の範囲は事業者側で決定してよろしいでしょうか。 ⑤会議室(大)の改修範囲にカーテン更新も含むものと考えてよろしいでしょうか。	①について、お見込みのとおりです(2階湯沸かし室も工事範囲に含みます)。 ②について、ご提案のとおり、浴室等への給湯設備設置も工事範囲に含みます。給湯機の設置箇所について、提案いただいた上で、契約後に、協議に協議を行い、決定することとします。 ③について、外部ポーチ部の床タイルも更新するものとします。 ④・⑤について、お見込みのとおりです。
79	既設管理棟の改修工事	254	6	6	2			本工事の工期上、既設工場棟解体に絡む内容は別途工事と考えております。既設工場棟と既設管理棟間の配線や自火報設備の副受信機等の撤去の他、業務放送設備の切り離し工事は、既設工場棟の解体工事範囲(別途工事)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、解体時期は未定のため、本施設や既設管理棟の運用に必要な工事は、本工事に含めるものとします。
80	市への報告・協力	255	7	1	2	3	2)	市への報告・協力において、「事業を円滑に行うため、市と運営事業者が定期的に協議の場を設ける。」とありますが、当該協議については、「1.2.6 事業実施状況のモニタリング」に含むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	災害発生時の協力	257	7	1	2	10		「災害廃棄物の処理に係る費用については、固定費・変動費にて支払うものとする。」とありますが、災害廃棄物の処理に係る事業者の追加費用(貴市の要請による搬入時間外の受入、薬剤の使用量増加等)は、通常の固定費・変動費の費用項目から追加項目となる為、別に清算できるものと理解してよろしいでしょうか。	精算方法の詳細については協議を行うこととします。
82	ごみ処理手数料徴収	262	7	3	3	4)		「手数料の後納及び減免等については、市の事務処理に必要な伝票、帳票類を作成し、指定する期間内に提出する。」とありますが、1日当たりの作成数について実績をご教示願います。	現行は、事業者が計量棟と管理棟に、同一のシステムを導入しており、リンクしているため、同様の方式を採用する場合は、基本的には帳票類の作成等は発生しません。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	章 節 項 目 細目					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
83	受付時間	263	7	3	4	4)		特別収集の一斉清掃について、「7月の日曜日」とありますが、下記についてご教示願います。 ①頻度は1回/年と理解してよろしいでしょうか。 ②収集されるごみ区分として、可燃ごみのみであると理解してよろしいでしょうか。	①・②とも、お見込みのとおりです。
84	搬入管理	264	7	4	2	7)		「搬入検査」とありますが、要求水準63,64,65頁に記載のある「搬入展開検査」および「展開検査」と同様の検査を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	廃棄物等の場内移送	266	7	4	6	2)		「運営事業者は、処理不適物のうち、焼却するものは焼却処理、埋立するものは市の最終処分場まで運搬する。」とありますが、本施設から最終処分場までの道路は私道と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	搬出物の保管及び積み込み	266	7	4	7	2)		「処理残渣(焼却灰、飛灰処理物)、回収した資源、金属類等を選別したあらごみ(木くず、缶類等)の保管に必要なコンテナは市が準備する」とありますが、電気製品・小型家電等の搬出用コンテナも貴市にてご準備いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	エネルギー有効利用業務	267	7	4	11	3)		「運営事業者は、売電に係る事務手続を行う。」とありますが、売電については貴市が電気事業者と契約し、運営事業者は貴市が行う売電に係る事務手続の支援を行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	点検・検査計画の作成	268	7	5	3	1)		点検・検査計画について、「市が使用する小動物冷凍庫、浸出水処理施設等は対象外」とありますが、「市が使用する小動物冷凍庫、浸出水処理施設の監視装置は対象外」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	住民対応	276	7	8	8	3)		「…市と地元との協議には、原則として運営事業者も出席する。」とありますが、適切な人員体制を検討するため、協議の頻度や所要時間等の実績・想定をご教示願います。	地元との協議は、年1回程度、時間は1時間程度を見込んでおり、特別に人員を確保するようなものではないと考えています。
90	見学者対応	276	7	8	9			「運営事業者は、市が説明を行う際、…説明に協力する」とあるため、行政視察の公式な受付や事前調整は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	プラスチック類ストックヤードにおけるプラスチック類及び空きびん等の搬入指導	277	7	8	12			「8.12プラスチック類ストックヤードにおけるプラスチック類及び空きびん等の搬入指導」1)～8)以外の業務は全て貴市・委託業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。(例:燃料調達、重機・コンテナ・ドラム缶類、その他什器備品等の購入・更新等)	お見込みのとおりです。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
92	プラスチック類ストックヤードにおけるプラスチック類及び空きびん等の搬入指導	277	7	8	12			「運営事業者は、ホイルローダーの日報管理を行う(日報は市が準備)。」とありますが、下記についてご教示願います。 ①本業務の詳細は、添付資料30の通りと理解してよろしいでしょうか。 ②日報管理にあたり、現在使用・報告されている日報の内容を提示願います。	①については、お見込みとおりです。 ②については、契約後に提示します。
93	第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助	277	7	8	13			「運転操作、監視、軽微な点検整備・補修…浸出水処理施設にかかる適正管理を行う」とありますが、本業務にかかる適正な人員体制および業務計画を検討するため、下記についてご教示願います。 ①現在の管理人員体制および対応時間 (当該施設への常駐の有無、または既設焼却施設運転員等の巡回点検(1日〇回、〇時間程度など)の頻度等) ②污泥処理(脱水機の運転、污泥引抜、搬出用コンテナへの積込等)にかかる具体的な作業頻度(週〇回程度など)および、1回あたりの作業時間の目安 ③「軽微な点検整備・補修」について、日常的に発生している具体的な作業内容(例:配管の詰まり直し、パッキン交換等)、およびその発生頻度(月〇回程度)と1回あたりの所要時間の目安 ④「軽微な点検整備・補修」について、交換部品や消耗品(パッキン、バルブ等)を購入する必要がある場合の費用の扱い(用役等と同様に実費精算できると理解してよろしいでしょうか) ⑤夜間や休日に非常警報等が発報した場合の対応状況。(現場へ駆けつけての実働対応の有無(274頁 第7章 第7節 7.10 6)も同様。)	詳細は契約後に協議を行いますが、現時点では、要求水準書に記載の内容で検討してください。
94	第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助	277	7	8	13			浸出水処理施設における「年間運転計画」、「調達計画」、「点検・検査計画」、「補修計画」等について、下記をご教示願います。 ①施設仕様、運転実績に関する資料 ・完成図書(竣工図、機器仕様書、フロー図等) ・委託業者様への業務委託仕様書 ・過去数年分の運転・補修・用役調達計画 ・点検記録(日常・定期点検等) ・軽微な点検整備・補修記録 ・非常警報装置対応記録 ②各種計画について、円滑な施設運営を継続するため、現在貴市が運用している既存の計画を事業者を引き継いでいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①について、関連資料(PDFデータ)を配布します。その他については、契約後に提示します。 ②については、要求水準書に記載している内容となりますが、詳細については協議を行うこととします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	質問内容					回答	
			章	節	項	目	細目		
95	第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助	277	7	8	13	1)		第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助業務に関して【添付資料30】参照とありますが、【添付資料30】はプラスチック類ストックヤードに関する資料になっています。参照する添付資料をご提示願います。	ご指摘のとおり、【添付資料30】はプラスチック類ストックヤードの内容であり、誤記です。 なお、第二期埋立処分場浸出水処理施設の運転補助業務については、参照する添付資料はありません。
96	高区受水槽・低区受水槽の日常点検等	278	7	8	14			「8.14 高区受水槽・低区受水槽の日常点検等」に記載の高区受水槽については本事業において更新対象ではないことから、運営事業者は要求水準書記載の通り低区受水槽と同様に基本性能を維持するための軽微な補修等を行うものと理解しますが、一方、添付資料27においては低区受水槽とは異なる記載となっております。高区受水槽についても要求水準書の記載内容が優先され、運営事業者の業務範囲は低区受水槽と同等と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	高区受水槽・低区受水槽の日常点検等	278	7	8	14			高区受水槽・低区受水槽の日常点検等にかかる適正な人員体制および業務計画を検討するため、下記についてご教示願います。 ①現在の管理人員体制および対応時間(既設焼却施設運転員等からの巡回点検(1日〇回、〇時間程度など)で対応等) ②日常的に発生している具体的な作業内容(例:配管の詰まり直し、パッキン交換等)、およびその発生頻度(月〇回程度)と1回あたりの所要時間の目安 ③「低区受水槽の槽清掃(年1回)・消毒等」とありますが、清掃・消毒以外に必要な業務の有無 ④「軽微な点検整備・補修」について、日常的に発生している具体的な作業内容(例:配管の詰まり直し、パッキン交換等)、およびその発生頻度(月〇回程度)と1回あたりの所要時間の目安 ⑤「軽微な点検整備・補修」について、交換部品や消耗品(パッキン、バルブ等)を購入する必要がある場合の費用の扱い(用役等と同様に実費精算できると理解してよろしいでしょうか) ⑥夜間や休日に非常警報等が発報した場合の対応状況。(現場へ駆けつけての実働対応の有無(274頁 第7章 第7節 7.10 6)も同様。)	詳細は契約後に協議を行いますが、現時点では、要求水準書に記載の内容で検討してください。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁	質問内容					回答
			章	節	項	目	細目	
98	高区受水槽・低区受水槽の日常点検等	278	7	8	14		高区受水槽・低区受水槽における「年間運転計画」、「調達計画」、「点検・検査計画」、「補修計画」等について、下記をご教示願います。 ①施設仕様、運転実績に関する資料 ・完成図書(竣工図、機器仕様書、フロー図等) ・委託業者様への業務委託仕様書 ・過去数年分の運転・補修・用役調達計画 ・点検記録(日常・定期点検等) ・軽微な点検整備・補修記録 ・非常警報装置対応記録 ②各種計画について、円滑な施設運営を継続するため、現在貴市が運用している既存の計画を事業者を引き継いでいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①について、関連資料(PDFデータ)を配布します。その他については、契約後に提示します。 ②については、要求水準書に記載している内容となりますが、詳細については協議を行うこととします。
99	その他	278	7	8	15	2)	「運営事業者は、地元の環境活動への参加や環境イベントなどには、要請に応じ積極的に協力する。」とありますが、適切な人員体制を検討するため、各活動・イベントの実施頻度をご教示願います。	現時点で具体的な想定はありませんが、特別に人員を確保するようなものではありません。
100	ごみ種毎の搬入車両台数(エクセルデータのみ)						添付資料に含まれていないため、ご提示願います。	データを配布します。
101	土地利用計画平面図(案)数量総括表						数量総括表の土工に客土工とありますが購入土のことと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	土地利用計画平面図(案)数量総括表						路体盛土工に客土の数量8,594m ³ の盛土は含まれるでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	土地利用計画平面図(案)数量総括表						木くず処分5,380m ³ とあります。また処分として幹、枝葉、根株がトン数で提示されています。木くず処分5,380m ³ は運搬費のことと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	土地利用計画平面図(案)数量総括表						数量総括表の数量の増減によって清算と考えてよろしいでしょうか。	内容に応じて変更数量について事務局(環境政策課)との協議を行い、決定することとします。
105	土地利用計画平面図(案)数量総括表						数量総括表にない項目は変更協議対象となると考えてよろしいでしょうか。	内容に応じて事務局(環境政策課)との協議を行い、決定することとします。

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項(第一部)に関する意見・質問に対する回答【要求水準書】

	質問事項	頁						質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
106	土地利用計画平面図(案) 土地利用計画平面図 (P.3/46)							土地利用計画平面図(添付資料11P.3/46)にA部として既存工場棟と既存車庫の間に管理用道路の整備範囲がハッチングされております。管理用道路の整備は工事手順ステップ③の造成工事期間での整備が必要でしょうか。造成工事期間にA部を整備する場合、既存工場棟へのごみ搬入車両動線が一時遮断されますが整備期間中は既存工場棟の北側を入退場時の動線として利用する計画で想定されていますでしょうか。 また、A部整備の仕様は施設構造図(1)(添付資料11P.44/46)と同様の仕様でよろしいでしょうか。	造成工事期間中の管理通路の整備は不要です。
107	調整池について							施工計画立案のため、2号調整池の必要貯留量算定計算書一式及び流域区分図をご提供願います。	計算書および流域区分図の資料(PDF)を配布します。
108	CADデータについて							施工計画立案のため、添付資料11一式的CADデータをご提供願います。	CADデータを配布します。
109								「※2: 添付資料25の除草範囲内に限る」とありますが、添付資料28と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。